

和泉市環境未来共創金条例の制定について（概要）

環境産業部環境政策室

1 主な制定の理由

和泉市域には、産業廃棄物の管理型最終処分場が立地しており、和泉市特有の諸問題や潜在的なリスクを抱えている。また、最終処分場の設置運営に伴う交通・環境・地球温暖化などの幅広い複数の業務にまたがる行政需要の増加への対応や、将来の社会的費用の増大への懸念等、本市特有の課題がある。

これらの課題に関して最終処分場設置者に応分の負担を求めるため、産業廃棄物の搬入量に応じた納付金（以下「環境未来共創金」という。）制度を創出し、本市特有の環境対策や持続可能なまちづくりの実現に寄与することが本条例を制定する目的である。

2 主な内容

（1）環境未来共創金の額

埋立処分した産業廃棄物の総重量1トンあたり1,000円

（2）手続きの流れ

①届出（事前）

②協議成立（事前）

③協定締結（届出後60日以内、協定期間は最終処分場の埋立完了まで）

④実績報告（報告期限は当該年度の埋立処分の完了月の翌月10日まで）

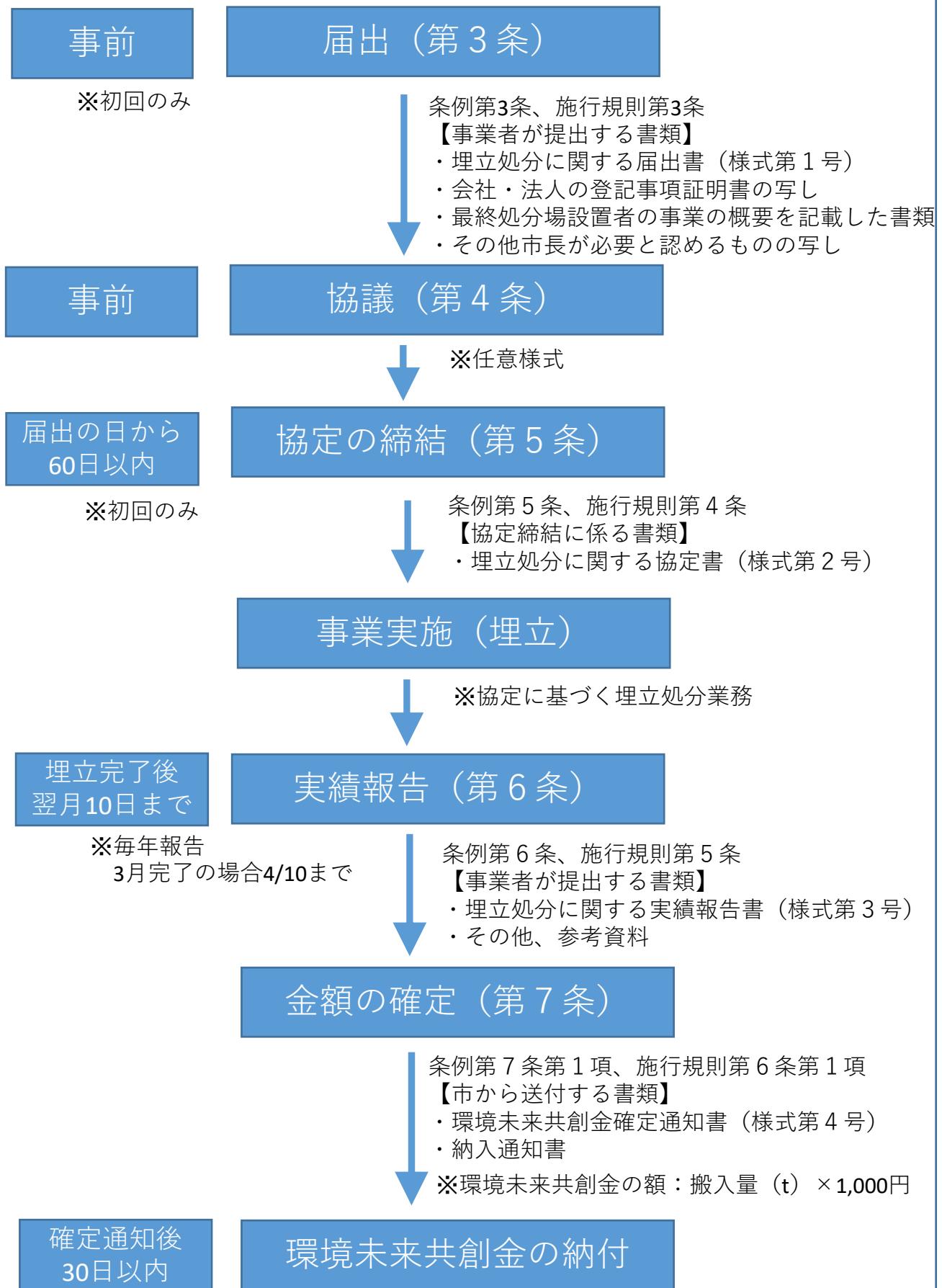
⑤環境未来共創金の確定

⑥納付

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

和泉市環境未来共創金手続きフロー図



議案第 号

和泉市環境未来共創金条例制定について

和泉市環境未来共創金条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

本市に所在する最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を行う事業者からの納付金をもって、最終処分場の立地に伴う本市特有の諸問題への対策等を行うことにより持続可能なまちづくりの実現を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市環境未来共創金条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市域内に最終処分場を設置した事業者（以下「最終処分場設置者」という。）からの納付金（以下「環境未来共創金」という。）をもって、本市特有の諸問題への対策等を行うことにより持続可能なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。ただし、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第1項に規定する再資源化事業計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。

（2）最終処分場 法第15条第1項の規定による大阪府知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。

（届出）

第3条 最終処分場設置者は、本市域内の最終処分場への産業廃棄物の埋立処分又は埋立ての受入れ（以下「埋立処分業務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。

（協議）

第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、埋立処分業務を開始するまでに、規則で定めるところにより、当該届出を行った最終処分場設置者と協議するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定による協議が成立したときは、当該最終処分場設置者と埋立処分業務に関する協定を締結するものとする。締結した内容を変更しようとする場合も同様とする。

(実績報告)

第6条 最終処分場設置者は、規則に定めるところにより、当該年度に埋立処分業務を行った産業廃棄物の種類、体積、重量その他規則で定める事項について、市長に報告するものとする。

(環境未来共創金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、環境未来共創金の額を確定し、最終処分場設置者に通知するものとする。

2 環境未来共創金の額は、最終処分場設置者から前条の規定による報告のあった産業廃棄物の総重量1トン（1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。）当たり1,000円とする。

(環境未来共創金の納付)

第8条 最終処分場設置者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、30日以内に環境未来共創金を市に納付するものとする。

(環境未来共創金の使途)

第9条 市長は、環境未来共創金を、本市の持続可能なまちづくりを目的として環境対策に資する事業に充てるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日以後に行われる埋立処分業務について適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に埋立処分業務を行っている最終処分場設置者については、施行日に埋立処分業務を開始しようとする者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第3条中「あらかじめ」とあるのは「令和8年4月30日までに」と、第4条中「埋立処分業務を開始する」とあるのは「令和8年4月30日」とする。